

○匝瑳市犯罪被害者等支援条例施行規則

令和6年2月16日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、匝瑳市犯罪被害者等支援条例（令和5年匝瑳市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(見舞金の対象者)

第3条 条例第7条に規定する被害者は、犯罪行為による被害を受けた際に、警察に当該犯罪行為による被害が申告されており、かつ、当該申告の事実が関係機関等への照会等により市長が確認できる者とする。

2 条例第7条に規定する見舞金の支給に関し、同条に規定する被害者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに市内に居住している場合で、市長が別に定めるところにより市内に居住していることが客観的に確認できる書類を市長に提出し、当該被害者が市内に居住していることを市長が認めたときには、市長は当該被害者を市内に住所を有している者とみなすことができる。

(見舞金の支給制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第10条の規定により見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪行為が行われた時において、被害者又は条例第8条第2号の第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上ある場合は、そのいずれかの者。以下「被害者等」という。）と加害者との間に次のいずれかに該当する関係があった場合。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族

エ 同居の親族

(2) 犯罪行為による被害について、被害者等に次のいずれかに該当する行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等の当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 被害者等に次のいずれかに該当する事由がある場合

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

ウ 暴力団員等（匝瑳市暴力団排除条例（平成24年匝瑳市条例第1号。この号において「暴力団条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団（暴力団条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者

（傷害見舞金の支給の申請）

第5条 条例第13条第1項の規定により傷害見舞金の支給の申請をしようとする者は、傷害見舞金支給申請書（第1号様式）に、犯罪被害申告書（第2号様式）及び次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合は、申請を行う者の代理人が申請することができる。

(1) 被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書

(2) 傷害見舞金の申請を行う者本人であることを確認することができる書類

(3) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者であることを証明する書類

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（遺族見舞金の支給申請制限）

第6条 条例第13条第1項の規定による遺族見舞金の支給の申請は、条例第9条第3項の規定による第1順位の遺族が行うものとする。この場合において、当該第1順位の遺族が条例第13条第1項の規定による当該遺族見舞金の支給の申請をしない場合であっても、第2順位以降の遺族は、同項の規定による当該遺族見舞金の申請をすることができない。

(遺族見舞金の支給の申請)

第7条 条例第13条第1項の規定により遺族見舞金の支給の申請をしようとする者は、遺族見舞金支給申請書(第3号様式)に、犯罪被害申告書(第2号様式)及び次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合は、申請を行う者の代理人が申請することができる。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 遺族見舞金の申請を行う者本人であることを確認することができる書類
- (3) 申請を行う者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者であることを証明する書類
- (4) 申請を行う者の氏名及び生年月日並びに被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (5) 申請を行う者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者である場合は、その事実を認めるに足りる書類
- (6) 申請を行う者が配偶者以外の者である場合は、第1順位の遺族であることを証明することができる書類
- (7) 申請を行う者が生計維持遺族である場合は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第13条第2項に規定する犯罪行為による被害の発生を知った日とは、当該犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によ

り、当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が傷害を負った場合にあっては医師の診断により傷害があると診断された日をいうものとする。ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条第1項各号に規定する危険運転致死傷にあっては、故意による犯罪であることを知った日とする。

（見舞金の審査結果決定通知）

第8条 市長は、条例第14条の規定により、見舞金の支給の適否を決定した場合は、見舞金審査結果決定通知書（第4号様式）により、その内容を申請者に通知しなければならない。

（照会）

第9条 市長は、犯罪行為による被害に関する事項について、警察その他関係機関等に照会することができる。

（民間支援団体等への支援）

第10条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その果たす役割の重要性に鑑み、更なる活動の促進を図るため、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

（日常生活の支援）

第11条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅等への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について適用する。